

「部活動の在り方に関する方針」 佐賀女子高等学校

■はじめに

本校の部活動は長年に渡り、佐賀県及び我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。部活動は体力の向上や健康の保持増進のみならず、異年齢との交流の中で生徒同士や教師と生徒等の望ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場としてその教育的意義は大きいものがある。この意義を踏まえ、国が定める「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び佐賀県が定める「運動部活動の在り方に関する指針」に基づき、本校の部活動の在り方に関する活動方針を以下の通り定める。

1 部活動の学校教育における位置づけ

現行の学習指導要領では、部活動について、学校教育の中で果たす意義や役割を踏まえ「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する」ことが明確に示されている。このことから部活動は教育課程との関連を図りつつ、効率的・効果的な取組をしていく必要がある。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針策定等

ア 校長は、学校の設置者が示す「設置する学校に係る部活動の方針」に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

イ 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」及び各部活動の「年間の活動計画」を公表する。

ウ 部活動顧問は、年間・月間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出する。

エ 部活動顧問は、生徒及び保護者に対し「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に示す。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、部活動数について、生徒及び教師の数等を踏まえ、円滑に部活動が実施できるよう適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、部活動顧問の決定にあたっては、校務全体の効率的・効果的な運営、顧問の校務分掌の負担を十分に考慮し、必要に応じて部活動指導員の配置等を勘案した上で行う。

ウ 校長は、生徒のけがや事故を未然に防止し、不測の事態が発生した場合に適切な対応ができるよう、複数の部活動顧問を配置するよう努める。

エ 校長は、部活動指導員の協力を得る場合には、学校全体及び各部活動の「目標や方針」、「活動の計画」、「具体的な指導の内容や方法」、「生徒の状況」、「事故対応」等について、学校、顧問の教員及び部活動指導員等との間で十分な連絡調整を行い、情報の共有と共通理解を図る。

オ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を十分に把握し、生徒が安全に活動を行い、部活動顧問の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的で効果的な活動の推進

ア 部活動顧問は、教育課程の関連を図る上においても、生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒が目標や課題を設定し、その達成に向けて主体的に取り組む力を育成する。

イ 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、スポーツ庁が作成した国のガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。なお、夏季の部活動における高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底する。

ウ 部活動顧問は、各競技の特性を踏まえた科学的なトレーニング方法を積極的に導入し、生徒の発達段階に応じて適切な休養を取りながら、短時間で効果が得られるような活動を実施する。

エ 校長は、部活動が勝利至上主義の意識による行き過ぎたものとならないよう配慮する。その際、目先の勝敗にとらわれて長時間の練習を行うことが生徒のためにならないことを理解し、スポーツ障害やバーンアウトを防ぐことなどについて保護者にも理解と協力を得るよう努める。

4 適切な活動日・時間の設定

生徒・顧問の負担にならないよう十分に考慮し、短時間、合理的且つ効率的、効果的な活動を心がけ、活動日・活動時間を設定するために以下のことに努める。

ア 校時終了後、日没時間を目安に生徒が安全に帰宅できるような活動時間の設定に努める。

イ 土曜日・日曜日・祝祭日の活動に関しては、長時間活動にならないよう心がけ、適切な活動時間を設定する。

ウ 週1日以上休養日を設けて活動を行う。

エ 考査前・考査期間の活動は、活動時間を十分に考慮し適切な時間を設定する。

オ 長期休暇の活動に関してもア～ウに準じた扱いを行う。

* 大会等の諸条件・競技の特性により対応が難しい場合には、学校長の許可を得る。

5 大会参加の見直し

校長は、生徒及び部活動顧問の負担を考慮し、参加する大会・試合等を精査する。

附則

1 この方針は平成31年4月1日より適用する。

2 この方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。